

るを止といひ、照明なる如くならしむるを觀といふ、されば寂照は法に具へし徳にして、明靜は徳の用なり、而して止觀とは心を法の徳用の如く働かしむる行なり、故に止觀の行に依れば、心をして法界の諦理に安住せしむることを得、爰を以て淨名經には諸佛、法身、從_レ止觀生_ズと宣給へり、更に約言せば、迷事の法、即ち煩惱及び生死の法と争はず、當相本具の徳なりと爲す、これ寂なり止なり、而してこれを煩惱なり生死なりと認むる情相を離れて、本具の法の顯はるるは照なり觀なり、
抑、法界別の法界なし、この煩惱生死の迷事の當相、一一本具の徳の顯現なれば、迷悟因果、依正色心、互に融じて對待を絶するを強て法界と名づく、この法性本具なる所はこれ體、即ち所安の法界なり、而してこれを本具なりと見せ

しむるは用、即ち能安の寂照なり、蓋し一法の體用互に顯はす、宛も燈火の自ら燈火を彰はすが如きのみ、
次に別安心とは、行者の機類同じからず、故にその宜しきに應ずる方法を用ひて安心するをいふ、既に機宜同じからざるを以て、前の總安心に依りて安住せむとするに、愈散亂を増し、益暗昧に陥りて毫も功果を收むる能はざる者あり、これ皆宿世聞法の熏習同じからざるに由りて種の不同を來たす、されば或は廣く他の説を聞くことを要するあり、或は聞くことを欲せずして、唯、専ら思惟するあり、於中、また或は寂の一邊を用ひ、または照の一邊を用ひて悟入するあり、また或は初めに他説を聞て次に思惟に轉じ、初めに思惟に住して次に轉じて他説を聞く等、宜しきに従ひて種種の方法を講ず、摩訶止觀には具さに六

十四番を組織せり、然れどもこれ唯、能安の方法を異にせるのみにして、安心そのものに二三あるにあらざるなり、

第四 破法徧

四に破法徧とは、心に執着す所あるを除き盡すをいふ、既に心を法界の理に安住せしむべく巧安止觀を修するも、猶、且、悟入する能はざる者は、心に執着する所あるが爲なり、若し苟も執着する所あらば、恰も繋げる馬に鞭うつが如くにして、遂に進むことを得べからず、故に徧ねくこれを討査して、この執着を破するなり、

凡そ佛教に説く所、入理の門種種同じからずと雖、これを概括すれば、有門、空門、亦有亦空門、非有非空門の四門に過ぎず、これを悉さにすれば、八萬四千乃至無量の法門あり

苟も執着あらば繋げる馬に鞭うつが如し

入理の門同じからずと雖、四門に攝し盡す

執着多しと雖、四執を出でず

て各、その説を異にす、然れどもこれを一貫したる一大主義は、但、凡夫の執着を破するの一點にあり、凡夫の執着また八萬四千乃至無量の別あれども、これを大略すれば、自生、他生、共生、無因生の四執を出でず、能く推尋してこの執着を破すること徧ねく周到す、故に破法徧といふ、名づけて破法といふと雖、但、その病を除くのみにして、法の除くべきあるにはあらざるなり、

第五 識通塞

識通塞とは、善く情智の得失を識別するをいふ、既に破法徧を用ひて情執を破せむとするも、猶、凝滯する所ありて、悟人する能はざる者あるは、その識別に誤あるによる、故に今明らかにその得失を識別して初住に入らむとはす

通と塞

法本と通塞
なし人の得
失に依て通
塞を成す

るなり、
 凡そ智の命ずる所に従へば能く理に達す、これを通といふ、情の盲動するに任す時は理を失ふ、これを塞といふ、若し法に約して且らくこれを判ぜば、迷事の法、即ち生死煩惱を塞と爲し、菩提涅槃を通と爲すべしと雖、若し行人の得失に約すれば、迷事の法も、理に稱へば通となり、悟理の法も、情に由れば塞となる、喩へば藥味に就いて分てば藥と毒とあるも、若し醫師のこれを用ふるに就いて分てば、藥、却つて毒となり、毒、却つて藥となるが如し、若しこれを識別せざれば、服藥しつつ益、病勢を助くるが如き失敗を免れざるべし、要するに法、元、通塞なし、但、人の得失に依りて通塞を成ず、故に常に檢校して通を護ると同時に、塞をして通ならしめざるべからず、既に吾等は、轉變極りなき

心を有するを以て、動もすれば情著を生じ、不知不識の中に塞を成ずることなきにあらず、故に常に油斷なく檢校吟味すること必要なり、

第六 道品調適

道品調適とは、所用の法門をして、宜しきに適はしむるをいふ、既に情智の得失通塞を識別せるも、猶、且、悟入するのと能はざるものあらば、これ所用の法門に調適せざる所あるによる、道品とは、四念處、四正勤、四如意足、五根、五力、七覺支、八正道の三十七科をいふ、この三十七科の道品を用ふることに宜しきに適はずんば、到底凝滯することを免れず、故に今これを用ひて次第に展轉し、調停試馴して宜しきに適はしむ、而して前の破法徧に於ても、今の四念處觀

破法徧との
同異

以上の六法
を正行とす

と同じく、五陰の法を所觀と爲せども、彼れは正しく道品に對して四念處の名を用ひて觀を運びしにあらず、況や他の六科を展轉して調停することあらむや、然るに今は一一の道品の名に對して詮量簡擇し、一一に於て皆三觀を用ひて三諦の理を照す、その旨觀不思議境の中に述べし所の如し、

以上、初の觀不思議境よりこの道品調適に至る六法は、入理の常規なるが故にこれを正行と稱するなり、

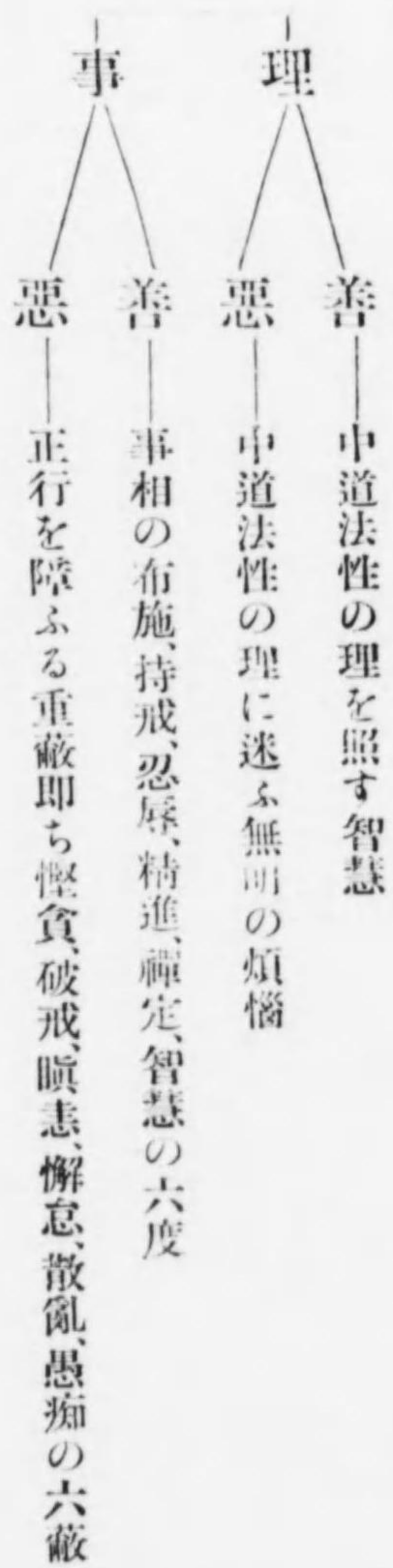
第七 助道對治

助道對治とは、却つて淺近の事行を假りて、障道の重蔽を除くをいふ、

前來の六法に於て正行の方軌は既に具足すれども、猶、悟

助道對治を
用ふる所以

入する能はざる者は、障道の事惡起り來りて理惡を助け、以て理善を覆ふによる、故に今は却つて淺近なる事行を假りてこの事惡を對治するなり、謂ふ所の事理の善惡を約言せば



觀行を修する反動として、慳貪、破戒等の六蔽、即ち事惡は頗る強盛に起り來つて、理惡、即ち無明の煩惱を助け、以て理善、即ち中道正觀の智慧を暗ますに至る、この事惡を對治せむが爲に、布施、持戒等の事相の善行を用ふ、斯くて事惡を驅逐する時は、勢、正觀理善の力强盛に趣き、遂に佛の

偏に理を尊
んで事を輕
んずるは誤
なり

以上の七法
にて正助具
備す

徳に稱ふに至る、猶、また禮拜誦經等を兼ね行ひて大聖如
來の加護を求め、これに由りて正行を資け、理善を發揮せ
しむること肝要なり、然るに一種の暗禪の人、徃徃にして
偏に内心の理觀を尊んで外の身口の助行を蔑如するあ
り、誤もまた甚しといふべし、蓋し事理は元、一法の二義な
り、然るを偏に理を尊んで事を廢するが如くんば、これ事
の外に理を求むる偏見にして、抑、また正行の何たるやを
すら知らざるなり、
上來、第二觀より第七觀に至りて正助の二法を具備し、茲
に修觀の方軌は既に周足すれば、中根の人は、これ等の中
に就いて、おのづから十法を具足して悟入することを得
るなり、

第八 知次位

知次位とは、行人自ら修證の分齊を分別するをいふ、蓋し
位は人の品格を定むる所以の標準なり、若しこれを謬濫
する時は、到底健全なる修證を爲し得べからず、下根の人
の如きは、前の正助の二行明かならざるのみならず、却つ
て増上慢心を起して已、既に佛に均しと謂ひ、未だ得ざる
を得たりと謂ひ、未だ證せざるを證せりと謂ふ、恰も山に
登らむとし、未だ半腹にだも到らざるに、既に頂上に達せ
りと謂ふが如し、是の如くんば、遂に眞の頂上に達するの
時なからむ、行人須らく次位分齊を識別し、賢を見ては齊
しからむことを希ひ、以て實踐の歩武を進むべきなり、

第九 能安忍

能安忍を用ふる所以

能安忍とは、違順の縁の爲に心を動ぜられざるをいふ、既にして次位を知り分齊を識別せるも、内外の縁の爲に心を動搖せらるるあらば、己の内徳を損ずること頗る多し、故に能安忍を修してこの障縁を防ぐなり、何れの道に拘らず、少しく平凡の域を起え出づる時は、必ず他の注目を惹くこと多し、況や圓頓の行人、名字より進んで觀行に入るに至らば、尙、外凡なりと雖、その徳高く外に彰はるるを以て他のために敬はれ、名聞利養は漸く身邊に蝟集す、或はまた宿世の業障を發動して俄に強盛なる煩惱起り、或は上慢の心起り、或は病魔襲ひ來る等によりて道法を妨害するあり、これ違順の二縁にして、俱に道

違順の二縁

業を妨害すること甚だし、就中、他に尊敬さるる等の如きは、行者の心に順ずる所なれば、動もすればこれが爲に自行を廢損して失敗に陥り易し、但、堅く忍耐の鎧を着、精進の甲を戴きてこれを防ぐべし、然らずんば、豈、能く道業を進むることを得むや、

第十 離法愛

離法愛とは、相似の凡位に停住せず、進んで眞證の聖位に入るをいふ、法愛とは、僅かに見思を斷じて得たる相似の六根互用に愛着するを相似の法愛といふ、若しこの法愛を生ずる時は、進んで初住に入ること能はず、而も既に見思を斷ずれば、小乗の内凡四善根の如く再び惡道に墮することなし、退せず進まず、これを頂墮といふ、宛も船の淺

頂墮

圓頓觀行の能事了れり

瀬に乗り揚げしと一般なり、今、離法愛を修して、この所得の法に愛著する情心を蹴つて、初住眞因の位に入り、分に無明を斷じて中道の理を證し、十方法界に分身散影して八相作佛の應用を垂れ、一切衆生を利益して廣大の佛事を現す、茲に至りて圓頓觀行の能事了れりといふべし、

第五節 十境の相狀

高祖大師は、觀行を用ふる所觀の境に就いて十種を立て給へり、一に陰入境、二に煩惱境、三に病患境、四に業相境、五に魔事境、六に禪定境、七に諸見境、八に上慢境、九に二乘境、十に菩薩境、これを十境といふ、然るに上に述べ來りし十乘觀法は、吾人現前陰妄の心、即

先づ現前の陰境を觀ず

更に宿習を激發す

ち第一の陰入境に就いて觀を用ふるの相なり、蓋し行人の觀を用ふるに、必ず先、現前陰妄の心を所觀の境と爲すは、我家の定式なればなり、然るに陰入境を觀する時に當り、更に幾多の宿習を激發することあるを以て、豫めこれを知悉するを要す、即ち第二以下の九境これなり、而してこの九種は、行者の宿習が、觀行に激動せらるるものなれば、俄然として起り、而も非常に強盛なるものたることを記憶すべし、

煩惱境とは、觀行を修するに當つて、俄然として猛烈なる煩惱の激發することあるをいふ、
病患境とは、觀行を修するに當つて、意外の病氣の起るをいふ、

業相境とは、自ら宿世に習積せる有漏の善惡の業の、未だ

善惡ともに障となる

果報を受け終らざるものは、猶生を牽く力を有するを以て、今、觀行を修するに當つて、忽然として現起するをいふ、而して所作の業は、人人各別なれば、その起り來る相狀に至りては、本より一定せずと雖、大概、六蔽と六度を出でず、これ等の事業が、觀想の中に發動し來る時は、善惡俱に障礙となるなり、

魔事境とは、四魔の中の天子魔、即ち第六天の魔王波旬、その眷屬と俱に來りて行者を惱ますをいふ、

禪定境とは、宿世に習得せる禪定、即ち根本四禪、十六特勝等の諸の禪定、發現し來るをいふ、蓋し禪定は微細の法なれば、その相を分別すること容易ならず、若しこれを謬る時は、瓦礫を懷いて明珠と誤想することあり、宜しく經論に明す所の諸種の禪定に亘りて、勝劣淺深の相を辨別す

べきなり、

諸見境とは、見とは邪計推度する非理の智なり、その種類頗る多く、六十二見、百八見等あり、これ等宿習の諸見の起り來るをいふ、

上慢境とは、未得謂得、未證謂證の増上慢心の起るをいふ、

二乘境とは、卑劣なる二乘根性の起り來るをいふ、

菩薩境とは、前三教の菩薩の根性の起り來るをいふ、

以上の九境は、一往法相の次第に附してその順序を列ぬるも、既に宿習の發動なれば、或は行者の近く得たるものは先に現はるべく、また遠くとも習熟せるものは先に起るべきを以て、前後交互に發することを豫想せざるべからず、斯くて發し來る時は、その何れたるを問はず、一一に十乘觀法を用ひて三千の妙理を顯はすべし、行者若し豫

十境の互發

めこれを知る時は、如何に奇怪の現象に接するも毫も驚くことなく、一一取つて以て所觀の境と爲し、堂堂として觀行を進むることを得べきなり、

台學 階梯 教觀綱要 終

教觀綱要

定價金七拾五錢

明治四十三年六月二十七日印刷
明治四十三年七月廿二日發行

編纂者兼 發行者

滋賀縣滋賀郡阪本村

天台宗務廳學務課

代表者

菊岡義衷

印刷者

東京市牛込區榎町七番地

渡邊八太郎

印刷所

東京市牛込區榎町七番地

日清印刷株式會社

版權 所有

發行所

滋賀縣坂本

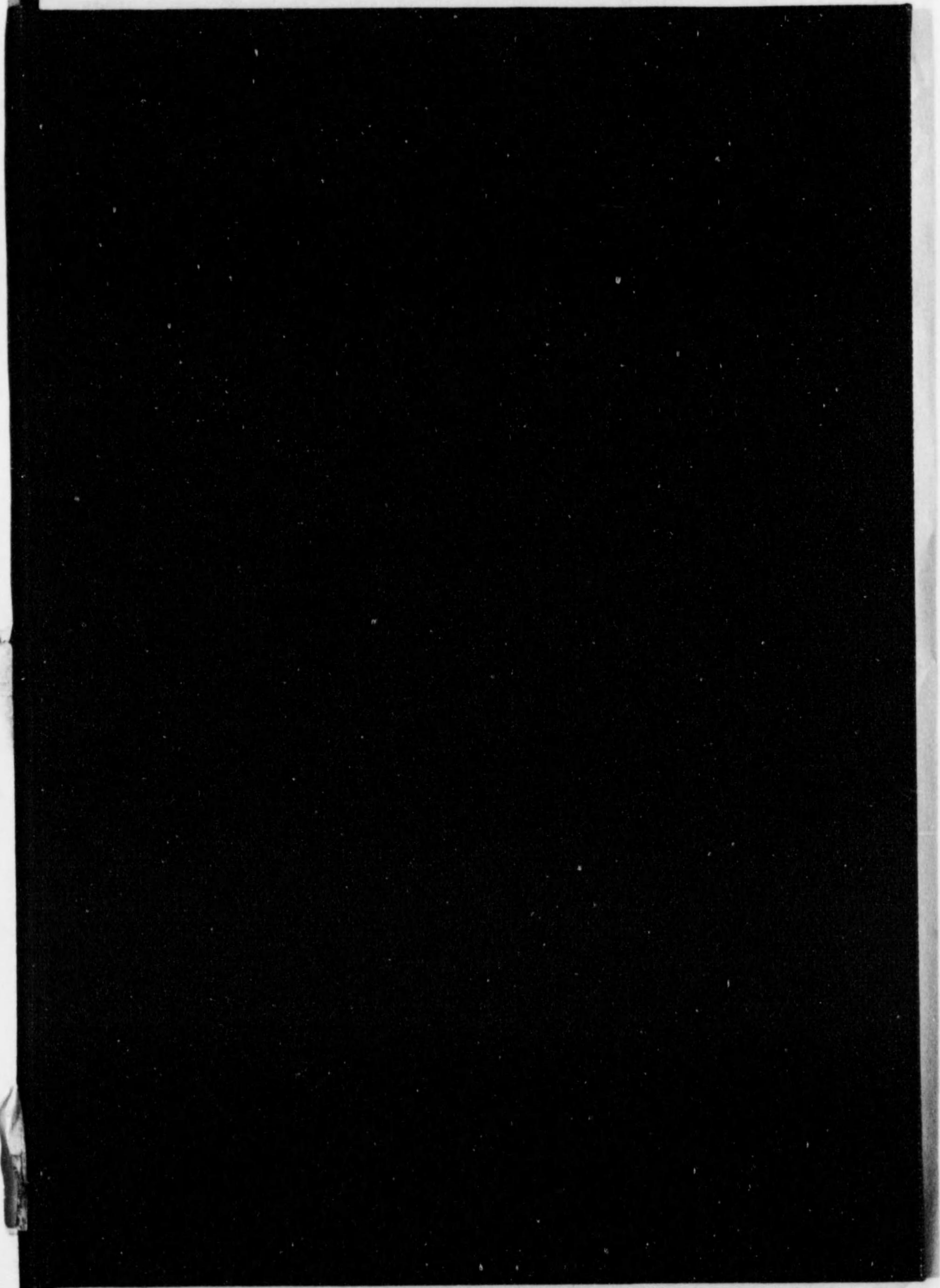
東京市駒込

天台宗尋常中學

天台宗中學

HCY-100





324

190

016851-000-6

324-190

教觀綱要(台学階梯)

天台宗 / 編

M43.7

ABE-0065



